

新宿区個人情報保護管理運営会議（第4回）概要

開催日時・場所

令和8年7月31日（金） 午前9時10分～午前9時30分

本庁舎3階 庁議室

出席会員等

寺田副区長（会長）、総合政策部長（副会長）、地域振興部長、健康部長、都市計画部長、教育委員会事務局次長、総合政策部政情情報課長、情報戦略課長

《 議事概要 》

1 審議内容

新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱第3条第3号に掲げる事項

【審議事項】

- (1) クラウドストレージサービス（Box）の利用に係る外部結合について
⇒ 承認
- (2) 借上型区立住宅の契約満了に向けた所有者との協議にかかる外部結合等について
⇒ 承認
- (3) 地方公共団体情報システム標準化に対応した就学事務システム（学齢簿編製等・就学援助）への移行等について
⇒ 承認

【サイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する者からの主な助言】

運用上及びシステム上の情報保護対策について、サイバーセキュリティに関する専門的な立場から、以下のような助言を受け、反映した。

- ・「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」ではクラウドサービスを利用する際の留意点について i-32 より記載があるため、事前に確認した上で取扱い対応をすること。
- ・自治体支援の経験から、学齢簿は教育委員会独自管理の履歴を持っていることが多く、住民基本台帳があるから大丈夫ではないことに注意すること。具体的には、住基との突合率、学齢簿欠損件数、特例対象者件数、異動履歴の移行の正確さなどを確認して進めること。就学援助では所得情報を扱うため、教育委員会職員だけでなく、運用保守事業者の権限管理もしっかりと行うこと。具体的には、最小権限設定、操作ログ取得、アクセス権棚卸しなどを確認すること。就学援助は年度切替業務が集中することからデータ移行リハーサルは複数行い、独自事務のデータの移行確認も重ねておこなうこと。（欠損が発生しないようにすること。）なお、上記の観点からも委託先についてはプライバシーマーク付与事業者が望ましい。

【発言】

・審議事項（２）について

- ・会長（寺田副区長）：対象者数は現在１件とのことだが、弁護士への委託が必要となった理由や、区職員のみでの対応が困難となった具体的な事情は何か。また、Box を利用する一方で CD-R による受渡しも残っているが、CD-R を継続利用する理由は何か。

- ・区政情報課長：賃貸人との協議において、敷金の取扱いや原状回復義務等に関する見解の相違が生じており、法的な専門知識を要することから、円滑な協議と区の権利保全を図るため弁護士へ委託するものです。対象物件は現在１件ですが、今後、期間満了の物件が見込まれており、案件は増加する見込みです。

個人情報の受渡しは原則として Box を利用しますが、必要に応じて、CD-R や紙による受渡しも可能な運用としています。なお、CD-R 等利用時も従来どおり適切な情報保護対策を講じます。

・審議事項（３）について

- ・会員：就学事務システムについては、以前、ガバメントクラウドへの移行時期が未定であると伺っていたが、現時点における今後のスケジュールはどのようになっているか。

- ・情報戦略課長：移行時期が未定となっていたのは、現行システム事業者の撤退に伴い、移行先となる事業者の確保が課題となっていたためです。その後、移行を担う事業者の見通しが立ったことから、今回、管理運営会議に付議したものです。

今後は、令和８年度中にプロポーザルを実施して契約を締結し、令和９年度からシステムの開発及び移行作業を進める予定です。

- ・会員：就学事務システムについて、学齢簿編成「等」と記載があるが、具体的にどのような事務が移行されるか。また、学校運営課で実施する入学祝金支給事業について、ガバメントクラウドへの移行に伴う影響はあるか。

- ・区政情報課長：学齢簿編製は、区内に住所を有する学齢児童・生徒の学齢簿を作成・管理する事務を指しますが、本件の「等」については、具体的に、「入学通知書等の発送」、「指定校変更及び区域外就学関係の事務」、「就学猶予児童・生徒の管理」、「就学義務違反に対する督促事務」等が挙げられます。

なお、入学祝金支給事業については、就学事務システムを介さず、住民基本台帳システムのデータを基に実施しています。そのため、入学祝金支給事業への影響はありません。